

第3部 古代日本、中世日本の金融 もう一つの前近代金融の成熟

2021年6月15日：日本の場合（続き）

名古屋大学 経済学研究科 齊藤 誠

古代の通貨

国家財政の手段としての造幣 考古学として検証可能な鋳貨

無文銀銭の存在

- 7世紀後半に作られた銀銭
 - 発行者は不明。近江朝が発行した可能性も...
 - おそらくは、対馬で採れた銀が用いられた。
- 秤量貨幣、直径3センチ、厚さ2ミリ、重さ10グラム前後
- 無文銀銭は、銀の小片を張り付けることによって4分の1両（約10グラム）に重さが調整された。

無文銀銭と和同開珎・銀銭

- 708年(和同元年)5月から発行、直径2.4センチ、中央に7ミリ平方の穴、唐で621年に発行された開元通宝に模している。
- 初期の和同銀銭の重さは、6.4グラム、銀6分の1両に相当。ただし、その後、和同銀銭の重さは5グラム台へと軽くなつていった。
- 当初、「無文銀銭一枚=和同銀銭一枚」の交換が義務付けられた模様
 - したがって、国家にとっては、発行当初、10グラム - 6.4グラム = 3.6グラムの鑄造収入が得られた。
 - 一方、和銅銀銭の私鑄が横行した。

和同開珎・銅錢 今村啓爾の大胆な仮説

- 708年(和同元年)8月から発行
- 発行当初は、無文銀銭一枚＝和同銀銭一枚＝和同銅銭一枚?
 - しかし、711年(和同四年)には、銀銭一文が銅銭5文から8文と、銅銭が大きく減価をする。
 - 722年(養老六年)には、銀一両＝銅銭200枚となって、銀銭相当の銀(4分の1両)は、銅銭50文となった。
 - 和同銅銭は、当初から、地金価値をまったく反映しないトークンであった。
 - 流通価値>地金価値

元明朝の野心

- 708年(和同元年)、和同開珎を鑄造
- **710年**(和同三年)、藤原京から平城京への遷都
- 711年(和同四年)以降、相次ぐ貨幣関係勅令で和同銅錢への需要を喚起する。
 - 官位に応じて錢による俸給支払
 - 蓄錢叙位令
 - 私鑄禁止令
 - **納税に際して錢の使用を強制** ← 納税意識の背景に「祓い」の感覚のかも？
- (横道ですが...)712年(和同五年)、太安万侶が元明天皇に古事記を献上

トークン(地金価値の裏付けのないコイン)としての和同銅錢:発行と回収のシステム

- 和同銅錢の**発行** ⇒ 市中での流通 ⇒ 納税や叙位による和同銅錢の**回収**
 - 発行:平城京造営費の調達や官吏への俸給の支払い
 - 回収:納税や叙位
 - ただし、納税による銅錢への需要が強くない場合、必ずしもすべてが回収されたわけではない。
- トークンの役割
 - 貨幣鋳造収入の獲得
 - 最終的には国家によって回収されるという期待のもと、**支払い手段としての銅錢**が**交換手段としての銅錢**を支える。

トークンとしての銅銭の発行と回収

- ・ 支払い手段としての通貨：通貨の回収と再発行
 - ・ 通貨による納税（通貨の民間から政府への回収）と通貨による財政支払（通貨の政府から民間への発行）
 - ・ 通貨による納税（通貨の回収）が民間の通貨需要を生み出し、通貨に支払価値が生じる。
 - ・ 政府によって回収された通貨は、財政支出の支払い手段として用いられる。
- ・ ただし、留保も…
 - ・ 銅銭需要が必ずしも納税の必要から生じていない場合、流通した銅銭がすべて回収されるわけではない。

王朝トークンの末路：皇朝十二銭

- 平城・平安王朝は、改鑄を度重ねることで、トークンの流通を維持する政治権力を失っていった。

- 和同開珎 708年（和銅元年）
- 万年通宝（萬年通寶） 760年（天平寶字4年）
 - 和同開珎10枚＝万年通宝1枚
- 神功開宝（神功開寶） 765年（天平神護元年）
- 隆平永宝（隆平永寶） 796年（延暦15年）
- 富寿神宝（富壽神寶） 818年（弘仁9年）
- 承和昌宝（承和昌寶） 835年（承和2年）
- 長年大宝（長年大寶） 848年（嘉祥元年）
- 饒益神宝（饒益神寶） 859年（貞觀元年）
- 貞觀永宝（貞觀永寶） 870年（貞觀12年）
- 寛平大宝（寛平大寶） 890年（寛平2年）
- 延喜通宝（延喜通寶） 907年（延喜7年）
- 乾元大宝（乾元大寶） 958年（天德2年）

国内の銅生産の減少と再開

- 10世紀までに酸化銅の掘り尽くし
- 14世紀ごろより硫化銅の採掘
 - 11世紀初めに停止していた長登(ながのぼり)銅山の15世紀初めの再開

日本中世の貨幣と信用

中国の通貨政策(緩やかな銀本位への移行) 銅から紙幣へ、紙幣から銀へ

- **金朝**: 貞祐3年(1215年)、鈔(紙幣)専用化と銅錢使用停止、銅錢の南宋や日本への流出、1234年金朝滅亡。
 - 12世紀から13世紀における金銅比価、中国、1両あたり14,000文から18,000文、日本、1両あたり3,000文。
- **元朝**: 1274年、モンゴル帝国が南宋を併合。77年から80年にかけて旧南宋地域で交鈔専用化(当初は銀兌換紙幣)と銅錢行使禁止。
- **明朝**: 鈔(非兌換紙幣)と銅錢の併用、金・銀・銅錢の輸出禁止、1394年、銅錢使用禁止。
 - 16世紀において一条便法施行、銀による納税、銀需要の拡大、新大陸からの銀の流入。

(やや横道)とっても大きなピクチャー

- 16世紀以前に東アジアで展開された「銅の時代」
- 16世紀の世界的な「銀の時代」
- 19世紀の世界的な「金の時代」
- 16世紀から19世紀にかけての過渡期における金と銀の興亡
 - 今後のテーマ
- 日本の通貨・金融史も、国際的な文脈で理解する必要がある。

(少しごり道) 日本、中国、ヨーロッパの金属比価 新井宏「金属比価の歴史」から

- ・中世日本:国際相場に比べて金も銀も安かった。
- ・近世日本:国際相場に比べて金は安く、銀は高かった。

金／銀比価					
日本		中国		ヨーロッパ	
		北宋(1070)	8		
平安(1152)	5				
鎌倉(1298)	3			英国(14世紀)	12
室町(1450)	5~6	明(1400)	7~8	英國(1519)	12
戦国(1580)	10			歐州(1542)	12
江戸(1680)	12			英國(1600)	15

銀／銅比価					
日本		中国		ヨーロッパ	
		北宋(1070)	160		
平安(1152)	25				
鎌倉(1298)	75			英國(14世紀)	220
室町(1450)	400	明(1400)		英國(1519)	400
戦国(1580)	200			歐州(1542)	170
江戸(1680)	160			英國(1600)	140

16世紀の「銀の時代」

- ・**石見銀山**、1526年、発見、1533年、灰吹法(はいふき、鉛を活用)導入。
- ・**ポトシ銀山**、1545年、発見、1574年、水銀アマルガム法の採用。
- ・銀の大陸間移動

中世日本の通貨政策は、非常に複雑な性格を持ってはいるが、実のところは…

- ・ 幕府、寺社、商人の銅銭輸入行為自体が、銅地金が不足する社会における貨幣鑄造行為。
 - ・ ただし、14世紀後半以降、銅生産が開発されるにしたがって、非公認、公認の私鑄が認められるようになった。
- ・ 主要輸入品であった銅銭は、当初、大口決済にも用いられた。
- ・ 納税や債務返済などの支払い手段としての定着が非常に重要
 - ・ ⇒ 貨幣需要の源泉
- ・ 私鑄の容認や公認、撰銭禁止 ⇒ 悪貨の流通の促進
 - ・ 小口通貨のトーケン化のプロセス
 - ・ より少ない希少資源で、安定的な小口決済手段を確保する。

中世日本の通貨政策

- 幕府と領主による通貨回収サイクルの確立
 - 通貨発行を持たない通貨回収のみの緩やかなサイクル
 - 政府は、銅地金の不足で通貨を大量に発行することができなかつたよう。
 - ただし、民間の模造銭や公認の私鋳は15世紀頃よりみられる。
- 代銭納(銅銭による納税)の成立、遠隔地から京への納税
 - 1225年代、貢納物の銭納
 - 1270年代、莊園年貢の銭納
- 14世紀前半の銅銭の増価、銅銭建て価格の下落
 - 反当り地価の下落:山城国、42貫(1268年)→20貫(1301年)、16貫(1280年)→10貫(1303年)→6.5貫(1330年)、67貫(1310年)→40貫(1325年)
 - 反当り地価の下落:摂津、13世紀後期から14世紀前期、米建て価格、6石3斗→6石8斗4升、銭建て価格、9貫510文→6貫330文
- 14世紀において増価する銭貨が価値貯蔵手段として埋蔵蓄銭されるようになる。

実は、銅銭は、大口取引に用いられていた！

- 1150年、橘行長が大和国添上(そうのかみ)郡の私領の銅銭による代価
 - 27貫文=27,000文！
- 1129年から1240年にかけて、1文で米200グラムが買えた。現在の米価を500円/kgとすると、100円／文！
 - 27貫文=270万円！
- どうやって、100円／文を計算したんだ？

27貫文ってどのくらい重
いんだ？

- 1貫文 = 1,000文 =
3.75kg
- 1貫文 = 100文差し
10本
- 27貫文 = 約100kg
重いぞ！

単位の話(通貨、重量、容量の単位)

- ・銅錢の単位:文(もん)、唐の開元通宝1枚の通貨単位。
- ・銅の重さ:匁(もんめ)、日本固有の重量単位。唐の開元通宝一文の重さ、3.75グラムから。
- ・米の容量:升(しょう)、10合、米だと容量1.5キログラム。

単位の話(相対指標)

- ・米の価格:文／升
- ・実物(米)で計った銅銭の価値:升／文
- ・銅の相対価格(銅対米):升／匁(実際には、金や銀を対価として銅銭を輸入していた)
- ・1文当たりの銅の含有量:匁／文
- ・貨幣鑄造収入(通貨発行益)とは?
 - ・銅銭の実物価値(升／文) > 銅銭一文の輸入(製造)費用(升／文)
 - ・銅銭一文の輸入費用:匁／文 × 升／匁

銅銭の実質価値(升／文)はどのように測るの であろうか？

国立歴史民俗博物館が古代・中世都市生活史物価データベースを提供してくれている！

こんな感じ⇒

1石 = 10斗 = 100升 = 1,000合

1合 = 米約150グラム

米1キログラム、500円として…

2020/6/15

古代・中世都市生活史（物価）データベースの検索結果

検索条件：1100 - 1300, 品目（大分類） = 食料, 貨幣分類 = 銭貨・紙幣
検索結果：253件データが見つかりました。

次へ (1~50)/253 ヘ ジャンプ ソート 絞り込み検索 検索履歴・AND/OR検索

ダウンロード

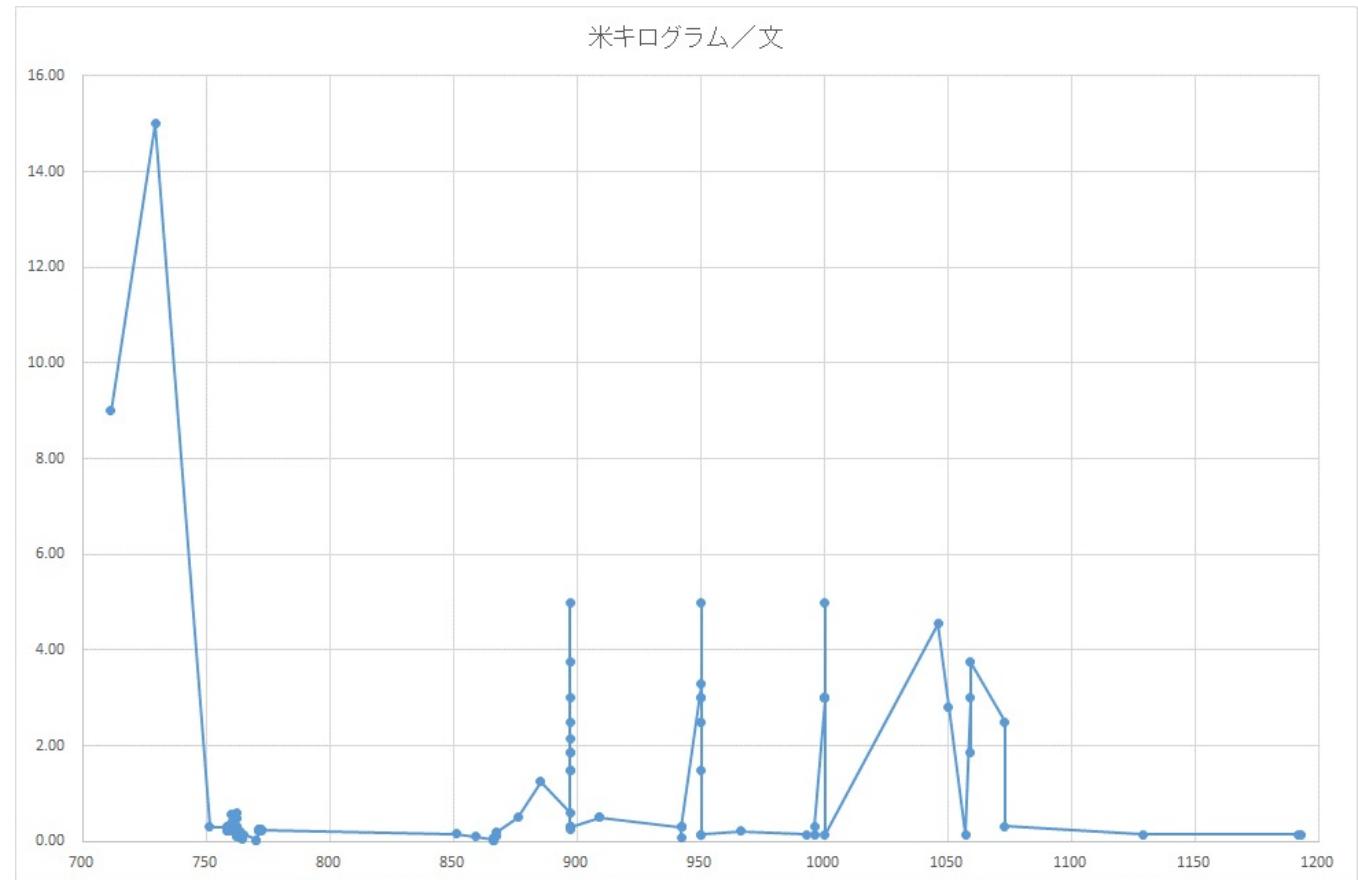
詳細情報を御覧になる場合には、番号をクリックしてください。

(1~50)/253件数

番号	年月日	品名・数量	貨幣・価格	品目	地域
1	大治4(1129)年8月	米 8石4斗9升6斗 (849.6升)	銭 8貫496文 (8496文)	食料（米）	美作国
2	建久3(1192)年8月6日	米 1石(100升)	銭 1貫文(1000文)	食料（米）	
3	建久4(1193)年12月29日	米 1斛(100升)	銭 1貫(1000文)	食料（米）	
4	承元2(1208)年4月3日	米 20石(2000升)	銭 10貫文(10000文)	食料（米）	
5	承久元(1219)年10月29日	米 2石5斗(250升)	銭 1貫300文 (1300文)	食料（米）	伊賀国名張郡
6	嘉禄2(1226)年3月10日	能米 4石5斗(450升)	銭 4貫500文 (4500文)	食料（米）	
7	嘉禄2(1226)年7月	米 8升(8升)	銭 100文(100文)	食料（米）	常陸国
8	嘉禄3(1227)年12月	米 2斗5升(25升)	銭 200文(200文)	食料（米）	
9	寛喜3(1231)年3月6日	米 17斛(1700升)	銭 20貫(20000文)	食料（米）	紀伊国伊都郡
10	貞永元(1232)年6月21日	米 9石(900升)	銭 15貫(15000文)	食料（米）	

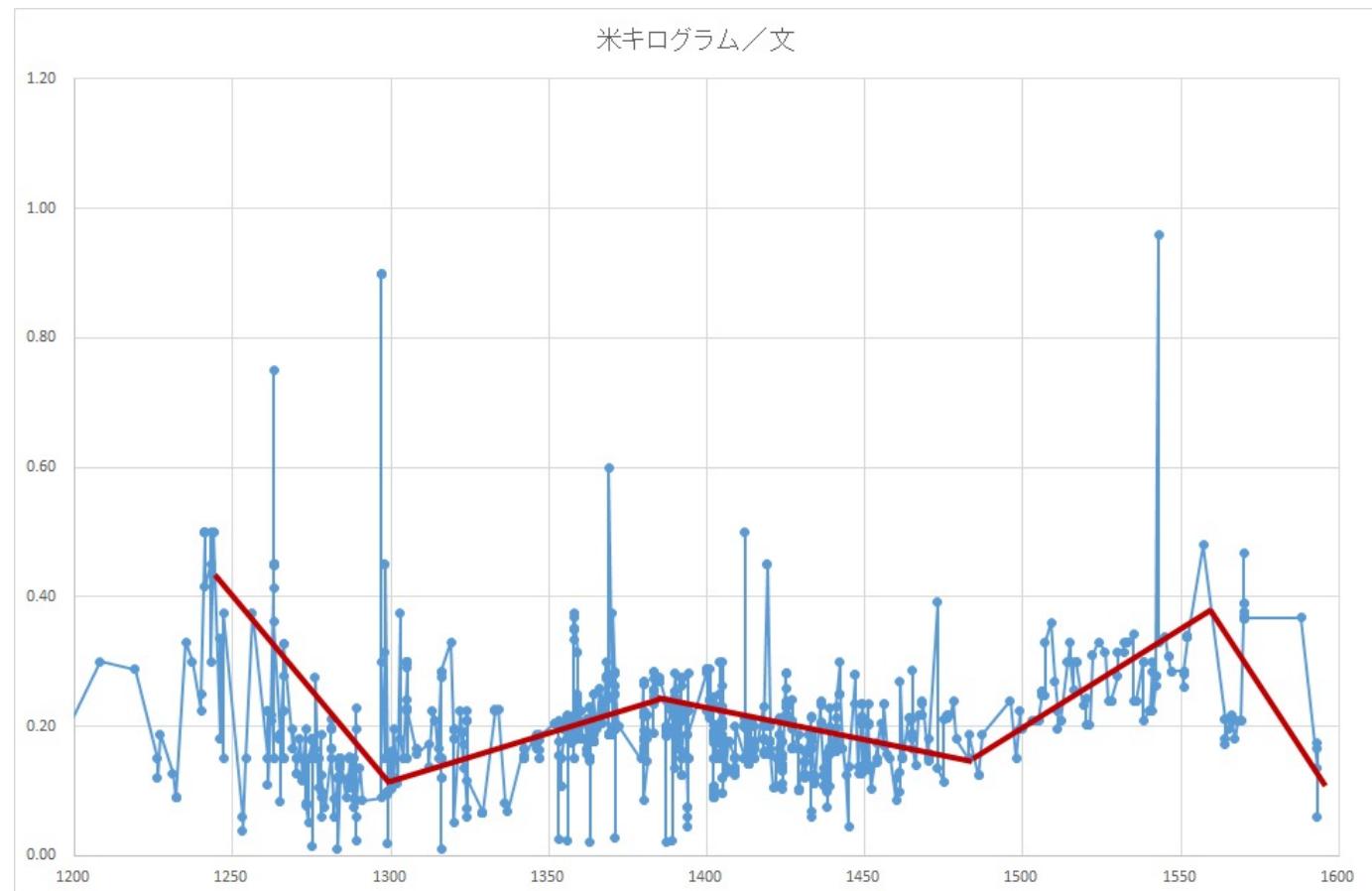
8世紀から12世紀の米価 からはじいた銅銭の価 値(米／文)の推移

- ・奈良時代(平城京)の初期には、比較的高い流通価値が認められる。
- ・しかし、8世紀半ば以降、急激に減価した。
 - ・9世紀末以降、急激な増加が記録されているデータは、売買のデータではなく、代銭納のデータ。



13世紀以降の米価から はじいた米／文の推移

- 13世紀後半は、銅錢が減価していく。
 - 銅錢の大量流入
- 14世紀半ばまで、銅錢は増価していく。
 - 銅錢への需要の増加
- 14世紀末から15世紀後半にかけて、銅錢が減価していく。
 - 日明貿易の再開、銅錢の流入。
 - 銅錢の私鑄の再開
- 16世紀前半に銅錢が増価していく。
 - 日明貿易の中止、銅錢流入が途絶える。
- 16世紀後半、銅錢は大きく減価する。
 - 1570年前後に銅錢の流入が途絶え、銅錢建てから米建て、さらには銀建てに移行。



一つの疑問

- ・銅銭に対する旺盛な需要があり、銅銭の価値が上昇していたにもかかわらず、
 - ・なぜ、幕府は、銅銭の鋳造を試みなかったのか？☞間違いなく莫大な鋳貨発行益(貨幣鋳造収入)を確保できたと思うのだが…
 - ・なぜ、私鑄が横行しなかったのか？
- ・銅地金不足が主な要因？
 - ・14世紀までは、鉱床の浅い銅(酸化銅)が掘り尽くされていた。
 - ・金属加工職人による小規模な模造鋳貨生産にとどまった。
 - ・15世紀以降、鉱床の深い銅(硫化銅)を掘り出すことができるようになった。
 - ・幕府や大名の許可を受けた商人による鋳造事業。☞ただし、あくまで私鑄のレベル。
- ・国内銅地金の相場
 - ・1298年、900文/キログラム ⇒ 1450年、90文/キログラム
 - ・12世紀から13世紀にかけて金地金を対価として(銅銭の形で)銅地金を国内価格の5分の1から6分の1で輸入できた！13世紀末であれば、1文約4グラムの銅銭の仕入れ単価は、900文/キログラム × 1/6 × 0.004で0.6文/枚で輸入できた。
 - ・したがって、1文 - 0.6文 = 0.4文/枚の鋳造収入が得られた。
 - ・15世紀半ばであれば、1文約4グラムの銅銭は、0.06文/枚で国内製造ができた！
 - ・したがって、国内銅地金でも1文 - 0.06文 = 0.94文/枚の鋳造収入を得られた。

中世は、政府による貨幣鑄造はなかったというが…

- ・幕府、寺社、領主、商人による金・銀地金や絹を対価とした銅銭輸入は、貨幣鑄造収入(貿易による裁定)が得られる貨幣鑄造行為であった。
 - ・中世ヨーロッパでも、鑄造コストの安い国から地金でなく、鑄貨を直接輸入することがしばしば起きた。
- ・幕府は、銅銭に債務支払いや納税支払の機能を認めたことから、銅銭の部分的な回収も進んだ。
- ・ただし、複数の額面の鑄貨を流通させることができなかつた。
 - ・鑄貨間の裁定を防ぎ、通貨システムを安定させた。
 - ・**三貨制度**:江戸時代になって、金貨、銀貨、銅貨の導入に、複数額面の通貨が導入された。

貨幣経済と信用経済の補完

- ・現物による納税(現物の京への輸送)から銅錢による納税(銅錢の京への輸送)
- ・現物の輸送に比べれば、銅錢の輸送は取引コストが低いが、しかし、大口の場合、銅錢の輸送コストも無視できない。
- ・信用の活用、為替手形による送金で取引コストの低減

割符(さいふ)の普及 (その1)

- 10貫文(現在の通貨価値で100万円相当)に標準化された手形
- **預かり文言型割符、持参人払**
 - 振出人:大文字屋(金融業、米銭の受託者)
 - 送金人:無記名(米銭の委託者)
 - 受取人:無記名
 - 支払人:水内(大文字屋の取引先)

割符(さいふ)の普及 (その2)

- **為替文言割符**

- 振出人と支払人は、帳簿を共有している。
- 送金人:記名
- 受取人:無記名

割符(さいふ)の普及 (その3)

- 割符の流通

割符の機能

- ・金融業の誕生、「無金利の紙幣」としての割符
 - ・金融業者が割符を振り出し、資金調達をする。本来は金利が発生する。
 - ・一方、割符の持参人は、金融業者の信用を担保に譲渡可能な割符から便益を経る。
 - ・前者の金融業者が送金人(最初の持参人)に支払うべき金利は、持参人が金融業者に支払うべき手数料で相殺される。
- ・口頭から文書への移行
- ・割符の不渡り(違割符)

その後の展開

- 16世紀、中国も、日本も、本格的な「銀の時代」へ徐々に移行していく。
- 1570年前後に銅錢建てから米建てに、16世紀末から17世紀初頭にかけて銀建てに移行していく。

中世日本における政治と経済

中世期の市場

安野眞幸『日本中世市場論 制度の歴史分析』より

- ・経済取引は、当事者と商業コミュニティーの自治に委ねられていた。
- ・自力救済が原則で民間の紛争処理(公界の沙汰)が行われていた。
 - ・債権者主導の自由狼狽の世界だった。
- ・商業当事者の文書化は、公権力(朝廷や幕府)に対する経済的権益の証明としてなされた。
 - ・偽書(14世紀以前の口頭契約の世界の文書化)
 - ・契約文書
- ・**自力と自由を重んじる経済の論理**と、統治と秩序を重んじる**政治の論理**が大きく対立した時代であった。
 - ・債務者保護を主軸に社会が再編されていった。
 - ・文書化した契約が、公家法や幕府法にしばしば敗れた。

13世紀後半から14世紀

- ・ 時代背景

- 1274 文永の役
- 1281 弘安の役
- 1333 鎌倉幕府滅亡
- 1334 後醍醐天皇 建武の新政

- ・ 暴力的な市場

- 神人・山僧(悪党)による寄沙汰(よせざた)の横行(第三者による暴力的な債権取立て)
- 莊官、商人、悪党による押し買いや抑え買い(安値による買取り)

- ・ 公家法や幕府法による市場暴力の取り締まり

- 公家法、幕府法による寄沙汰や押し買いの取り締まり
- 利倍法(律令の利子制限)や幕府法による徳政 ⇒ 債務者の保護
 - 1284 弘安の徳政
 - 1297 永仁の徳政

14世紀後半～15世紀前半

・時代背景

- 1336～1392 南北朝動乱
- 1350～1352 観応の擾乱
- 1428 正長の徳政一揆
- 1441 嘉吉の変 嘉吉の徳政一揆

・幕府法の強化

- 北朝 債務者保護 ⇒ 徳政の容認
- 南朝 悪党たち債権者の保護
 - 一方で、南朝方について伊勢神道による正直の論理で証人倫理の確立

・債権者(商人)側の変化

- 南朝・悪党の解体
- 寄沙汰から高質(たかじち、債務額を超える差押え物)

15世紀後半～16世紀初頭

- ・時代背景

- 1467～1477 応仁の乱
- 1485 山城国一揆
- 1488 加賀一向一揆

- ・武家による統治の確立

- ・**国質**(くにじち)・**所質**(ところじち)の登場
 - 債務者関係者の人質

16世紀中葉以降

・時代背景

- 1570 織田信長、入京
- 1573 室町幕府滅亡
- 1582 本能寺の変

・大名権力による市場掌握

- 武家・足軽による付沙汰・請取沙汰(債権取立て)
- **楽市令** → 基本的には、債務者保護を目的とした規制強化
 - 摂銭(えりぜに)の禁止
 - 債権者(金貸し、徴税政府、売掛債権)に悪貨の受け取りを強制し、債務者を保護した。
 - 1549 六角氏による石寺新市楽市令 所質の禁止
 - 1566 今川氏による富士大宮楽市令 押買・狼藉・非法の停止
 - 1572 織田による金森楽市令 国質・郷質・所質の禁止、借銭・借米の徳政、理不尽な督促の禁止
 - 1577 信長による安土楽市令
 - 治外法権
 - 徳政禁止令
 - 押買、押売、国質、所質、付沙汰の禁止

中世日本の金融の特質

中世ヨーロッパと中世日本との異同

- 古代、中世における公開帳簿による信用(口頭+証人+記憶・記録)
 - ただし、中世日本の公共空間における信用は、商人者間の自力救済を基軸とし、決して債務者に親和的なものではなかった。
- 貨幣の世界と信用の世界の共存
 - 政治システムの中の銅銭
 - トーケンの普及(通貨の地金価値<通貨の流通価値)
 - しかし、通貨輸入(通貨発行に代替)と緩やかな通貨回収というやや変則的な通貨サイクルであった。
 - 世界史の中の金銀銅
 - 中世日本における銅の希少性
 - 為替や手形の発達
 - 文書化された証書の譲渡可能性
- 市場慣行と政治の緊張
 - 文書化された市場契約と公家法・幕府法の対立
 - 秩序維持を優先した**債務者保護**の発動
 - 幕府による市場の統制としての楽市楽座
 - **債権者重視**で社会再編をした中世ヨーロッパとは対照的

金融史における日本史と世界史との共鳴

- 貸借(信用)から通貨(小切手、手形、為替)へ
 - 中世ヨーロッパ: 銀行を中心とした貸借から預金通貨(信用通貨)への洗練
- 特に、小口決済について、商品通貨(地金の素材価値に部分的に裏付けられた通貨)から信用通貨(トークン通貨、通貨の額面価値で流通する通貨)への脱皮
- 中世のゆっくりとした歩みは、商品通貨説と信用通貨説を止揚させるとともに、通貨と信用を接近させた。しかし、もちろん、両者は同一ではなかつた。
 - 超低金利環境の長期継続(ゼロ金利環境の持続)が通貨と信用の違いを消去した。
 - 暗号通貨の普及は、通貨と信用の分化を促す契機になるかもしれない。